

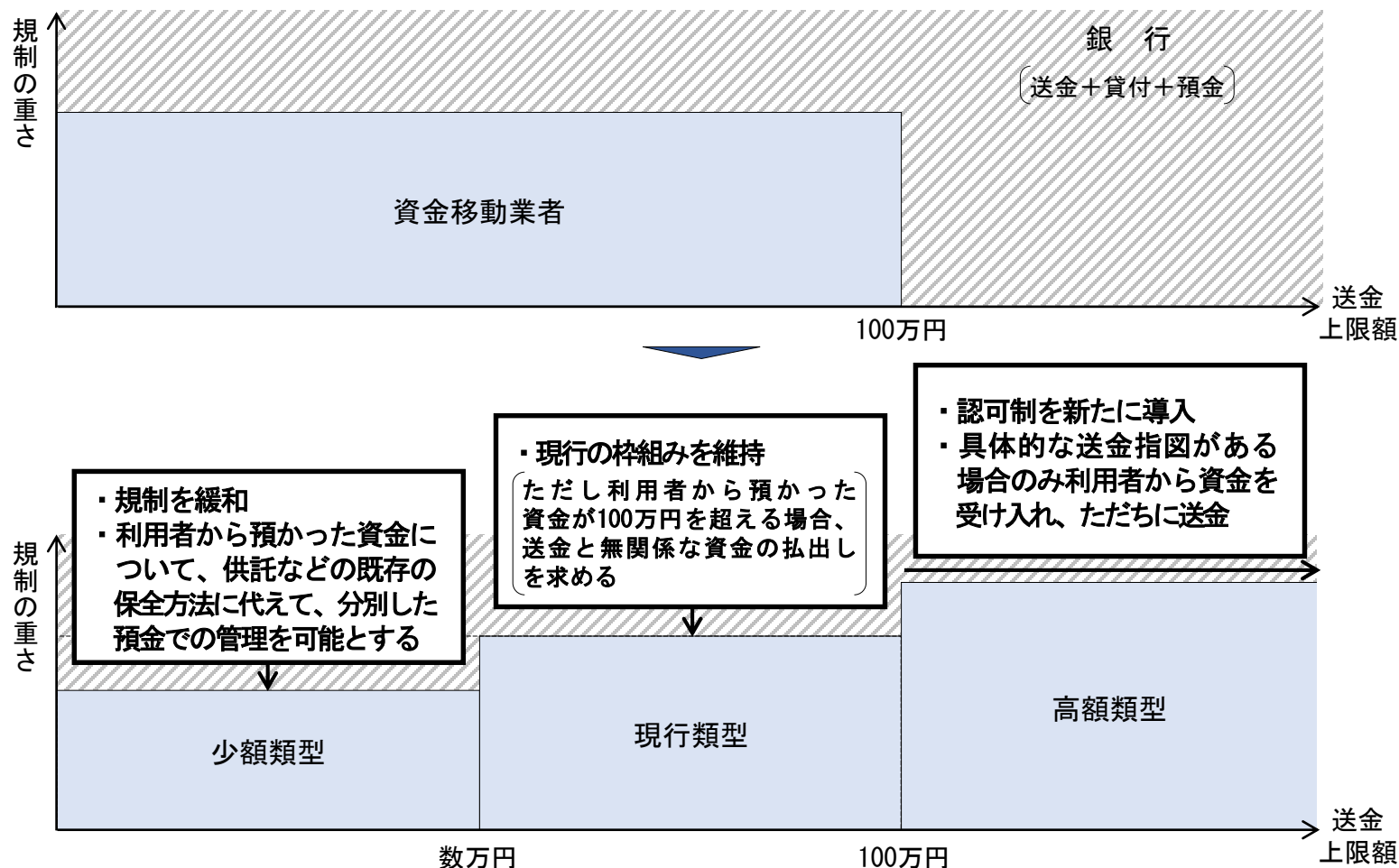
決済法制・仲介法制に関する論点について

2020年4月10日
金 融 庁

決濟法制

2020年 決済法制の整備

- キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な送金サービスを実現するため、資金移動業について、送金額に応じた柔軟かつ過不足のない規制を整備。
- 具体的には、①高額の送金を取り扱うことができる類型を新たに設け、②少額の送金のみ取り扱う類型について一定の規制を緩和。



※ このほか、実質的に個人間送金を行うサービス（割り勘アプリ）が資金移動業の規制対象となることを明確化する等、所要の規制を整備。

資金決済に関する法律改正案（抄）

（利用者の保護等に関する措置）

第五十一条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

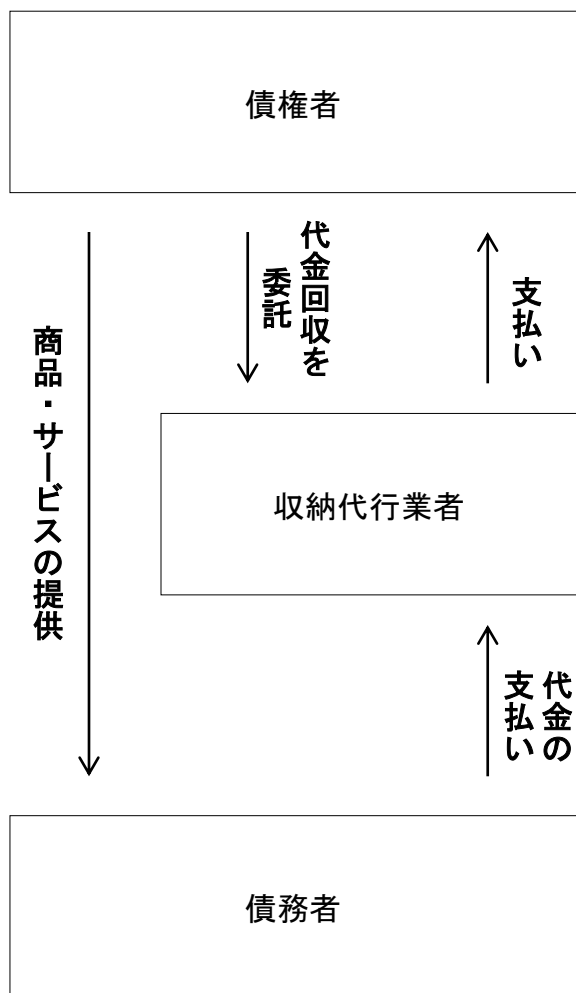
（参考）決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019年12月20日公表）（抄）

具体的には、利用者1人当たりの受入額が1件当たりの送金上限額を超えている場合、資金移動業者に対し、①利用者資金が為替取引に関するものであるかを資金移動業者内で確認し、②仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、利用者に払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、払出しを行うといった措置を講ずることを求めることが考えられる。また、この場合において、利用者資金と為替取引との関連性を判断するにあたっては、利用者ごとに、①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮することが考えられる。

収納代行への対応

- 債権者の委託を受け、債務者から代金を回収（収納代行）する事業者は、従来、資金決済法の規制対象外。
- 近年登場した、「収納代行」と称しつつ実質的には一般利用者間の送金サービスを提供する事業者について、利用者保護の観点から、資金移動業の登録を求めることを明確化。

収納代行のイメージ



収納代行の種類と規制の適用

資金移動業の登録を求めることを明確化

「割り勘アプリ」

- 例えば、宴会の精算に用いられる。その場合、債権者は幹事、債務者は参加者となる。
- 「収納代行」と称しているものの、実質的には一般利用者間の送金サービス。

現状（規制なし）維持

宅配業者の代金引換・コンビニの収納代行

- 利用者保護上の深刻な問題は指摘されていない。
- 債権者が事業者であり、かつ、債務者（一般利用者）に二重支払いの危険がないものについては利用者保護上の懸念は少ない。

エスクローサービス

- インターネットモールにおいて、一般利用者間の物品取引に際して用いられる。
- エスクローサービス自体が、利用者保護の機能を果たすエコシステムであるとの指摘がある。

前払式支払手段の払戻しについて（金融審議会における議論）

「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》（2019年7月26日公表）（抄）

なお、資金移動業者が提供する送金サービスと異なり、前払式支払手段は払戻しが認められておらず、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に係るリスクが相対的に限定されている。このため、取引時確認義務等については、これを引き続き課さないこととすることが考えられる。

決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019年12月20日公表）（抄）

資金移動業者については、利用者資金の全額保全が求められている一方で、前払式支払手段発行者については、利用者資金の半額保全が求められている。

（略）

前払式支払手段の譲渡については、用途が限定され、現金化ができず、発行者の破綻時に備えて半額保全されている財産的価値がそのまま移転されるだけであることから、送金とは性質が異なるとの指摘がある。また、前払式支払手段については、これまで多くの利用者に対して高い利便性を提供してきた経緯も考慮することが必要との指摘や、キャッシュレス社会の進展に向けて、各般の取組が進められている中、発行者の業務運営に大きな影響を与える規制強化を行うことは適当ではないとの指摘もある。

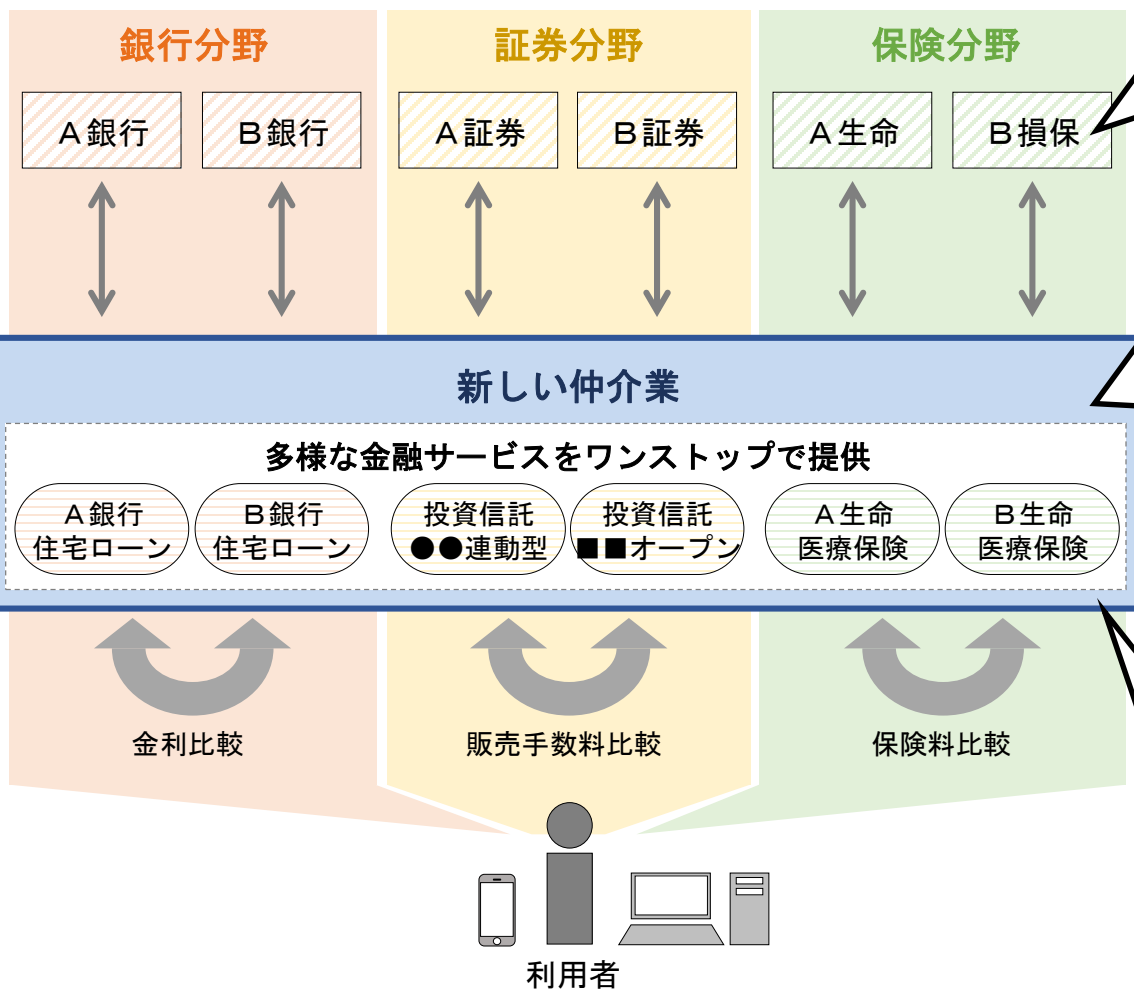
利用者資金について、これまで、制度上求められる保全が半額保全であるがために社会的・経済的に重大な問題となるような被害は生じていないことも踏まえれば、現時点で共通の認識を得ることができなかった利用者資金の保全割合の引上げについては、直ちに実施することは必ずしも適当ではなく、引き続き検討課題とすることが考えられる。

仲介法制

2020年 金融サービス仲介法制の整備

○ 情報通信技術の進展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となる中、多様な金融サービスをワンストップで提供できる新しい仲介業を創設。

- ① 1つの登録を受けることで、銀行・証券・保険全ての分野での仲介を可能に（シングル・ライセンス）
- ② 現行の代理店のように特定の金融機関への所属を求めず、複数の金融機関の商品・サービスの比較が容易に



【ポイント1】
 金融機関は、仲介業者に対する指導・監督義務及び仲介業者が利用者にと与えた損害の賠償責任を負わない。
 ➡ 両者がパートナーとして連携・協働

【ポイント2】
 所属制に代わる利用者保護上の措置を講ずる。
 ① 利用者資金（商品の購入代金など）の受入れを禁止
 ② 賠償資力確保のため、保証金の供託を義務付け
 ③ 取扱可能な商品を、商品性が複雑ではなく、高度な商品説明を要しないものに限定

【ポイント3】
 取扱商品によらず共通の規制と、取扱商品の特性に応じた分野別の規制を組み合わせ適用。

共通 例：顧客への書面交付や説明・情報提供を義務付け（金融機関との分担も可能）

分野別 例：証券仲介を行う場合、インサイダー情報を利用した勧誘を禁止

金融サービス仲介業者の取扱商品の範囲

- 法案では「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」金融サービスの取扱いを認めないこととしている。
- 具体的には、銀行法・保険業法において**投資性の強い預金契約・保険契約**とされているものや、**二種外務員の職務の範囲**などを参考に今後検討。その際、金融仲介サービスにおけるイノベーションの促進や利用者利便等の観点からは、法令上の制約が過度なものとならないよう留意。

投資性の強い預金契約・保険契約等 (銀行法・保険業法)

- ・ 預金契約・保険契約等のうち、**投資性の強いもの**（特定預金等契約・特定保険契約）には、金融商品取引法の行為規制が準用される。

特定預金等契約の対象商品

- ・ デリバティブ預金
- ・ 外貨預金
- ・ 通貨オプション組入型預金 等

特定保険契約の対象商品

- ・ 変額保険・年金
- ・ 解約返戻金変動型保険・年金
- ・ 外貨建て保険・年金

外務員 (金融商品取引法、日本証券業協会定款 等)

- ・ 有価証券の売買の申込みの勧誘等を行う者は、金融商品取引法上、外務員の登録を要する。
- ・ 日本証券業協会の規則により、一種外務員と二種外務員で、試験区分や外務員として取扱うことが出来る商品区分が異なっており、二種外務員は、**有価証券関連デリバティブ取引、信用取引等**の取り扱いが制限されている。

少額短期保険業 (保険業法)

- ・ 少額短期保険業者は、**保険金額が少額**で、かつ**保険期間が短期**のものに取扱商品が限られている。
- ・ **変額保険、外貨建て保険、再保険**等は取り扱うことができない。

- ※ 保険金額の合計額は、一の被保険者につき、①～④（右表）を合算して1000万円まで。⑤については、別枠で1000万円まで。
- ※ 低発生率保険とは、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険。（自動車の運行に係るものを除く）

対象保険区分	保険期間	保険金額
① 死亡	1年	300万円
② 傷害死亡	1年	600万円
③ 医療	1年	80万円
④ 損害保険	2年	1000万円
⑤ 低発生率保険 ※	2年	1000万円

金融サービス仲介業者による保証金の供託

- 法案では、金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の額を「金融サービス仲介業務の状況及び顧客等の保護を考慮して」定めることとしている。
- 仲介業者の事業規模に応じて保証金の水準が変動するような仕組みを今後検討。その際、保証金の供託が過度な参入障壁とならないよう、顧客保護の観点と、事業者の参入によるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点とのバランスに留意。

保証金の供託を要する他業の例

	保険仲立人	少額短期保険業	投資助言・代理業
保証金の供託額	二千万円～八億円 〔過去三年間に受領した 手数料等の合計額〕	一千万円～ 〔一千万円にその事業年度の前事業年度の年間 収受保険料に100分の5を乗じた額を加えた額〕	五百万円
代替手段	保証委託契約 賠償責任保険契約	保証委託契約 責任保険契約	保証委託契約

決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019年12月20日公表）（抄）

第2章 金融サービス仲介法制

3. 参入規制

(1) 財産的基礎

また、例えば、仲介業者のシステムトラブルによる顧客の損害の場合、多くの顧客に同様の損害が発生することが想定され、仲介業者の事業規模が大きくなれば賠償額も大きくなることがあると考えられる。これを踏まえ、新たな仲介業者に求める保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい。例えば、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めることが考えられる。